

【論点1】 条例で規定する特定県契約の範囲に関する補足資料

1 発災前後の議会議決権数

東日本大震災津波発災前後の議会議決数（予定価格5億円以上の工事請負契約）の推移は以下の通りである。

H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
5	0	3	3	6	56	76	62	48	39	23	28

※H30は2月議会の議案を含む見込み件数。

2 工事件数の今後の見込みについて

国の復興創生期間が平成32年度までとされており、現在復興関連工事は同期間内での完了を目指して事業が進められている。震災復旧・復興工事の完了に伴って特定県契約の対象となる5億円以上の工事件数についても減少することが想定される。

3 業務委託契約及び指定管理協定の件数見込み

業務委託契約及び指定管理協定の対象は、これまでと同水準で推移するものと見込んでいるもの。

なお、報告対象となる特定県契約の選定に当たっては、別途ガイドライン及びマニュアル（非公開）を定め、履行される地域や、工種・業務内容、契約金額等に配慮して選定することとしているもの。

4 県契約審議会における検討経緯について

条例施行規則の制定過程において、岩手県契約審議会において下記の事項を踏まえ、報告制度の履行を確保するという観点から、決定したものであること。

(1) 工事請負契約

ア 下位の下請業者になるほど、①賃金の引上げ率が低下すること、②保険未加入率が上昇する傾向にあることなどから、下請負工事が発生する規模である工事を対象とする。

（条例制定後の社会情勢の変化）

① 国土交通省「平成30年度下請取引等実態調査」によると、平成30年度において賃金水準を引き上げた割合は、元請83.6%（H27：85%）、一次下請82.7%（H27：71%）、二次下請80.3%（H27：64%）、三次下請以降56.7%（H27：66%）となっており、一次二次下請負者において改善は見られるものの、三次下請以降は依然として引上げ率が低い状況にある。

② 国土交通省「公共工事労務費調査（平成29年10月調査）」における「社会保険加入状況調査」によると、3保険（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）全ての加入率は、元請90%（H27：85%）、一次下請83%（H27：71%）、二次下請85%（H27：64%）、三次下請84%（H27：66%）となっており、全体的に加入率は向上しているものの、依然として未加入もみられる。

イ 特定県契約に係る報告が円滑に行われることを重視し、本庁発注の工事（議会議決案件）を対象とするもの。

（条例制定後の社会情勢の変化）

都道府県においては、地方自治法第96条1項第5号及び地方自治法施行令第121条の2により、予定価格が5億円以上の「工事又は製造の請負」については議決を要することとされているが、金額要件に関する改正は行われていない。

ウ 先行して「奈良県公契約条例」を制定していた奈良県では、県および事業者の事務負担を考慮し、報告対象となる契約件数を3億円以上の工事請負契約とした経緯がある。本県の条例制定時においても、報告対象となる契約を選定するに当たり、奈良県と同様に契約数の選定に支障を来さないだけの契約件数を確保できる金額としたもの。

(条例制定後の社会情勢の変化)

平成25年度をピークとして、5億円以上の工事請負契約の議決権数は減少しているものの、平成29年から運用開始となった条例第8条に規定する特定県契約に係る報告制度の運用においては、一定の件数以上の報告件数を確保して、法令遵守状況の報告を求めている。

本県に次いで公契約条例を制定した愛知県においては、報告対象を6億円以上の工事請負契約としており、事業者の負担や工事請負契約の件数を考慮し決定したものであること。

(2) 業務委託契約・指定管理協定

ア 条例制定時において、先行自治体である奈良県の「奈良県公契約条例」において、県および事業者の事務負担を考慮し、報告対象となる業務委託契約及び指定管理協定において、金額要件を3,000万円以上とした経緯がある。本県においても、報告対象となる契約を選定するに当たり、奈良県と同様に契約数の選定に支障を来さないだけの契約件数を確保できる金額としたもの。

(条例制定後の社会情勢の変化等)

特定県契約となる予定価格3,000万円以上の業務委託契約及び指定管理協定の件数については、施設の廃止等がない限り、毎年度同様の契約が行われるため、特定県契約の件数はこれまでと同水準で推移することを見込むもの。

5 特定県契約に係る報告制度の運用状況について

これまでに報告を求めた特定受注者および下請負者においては、すべての契約において最低賃金額以上の支払い及び、法令に則って社会保険等の加入が行われていることを確認しているもの。

(平成30年度第1回岩手県契約審議会及び第2回契約審議会において報告)

		平成29年度			平成30年度		
		工事請負契約	業務委託契約	指定管理協定	工事請負契約	業務委託契約	指定管理協定
特定県契約		22	19	21	29	13	16
選定件数		10	10	10	11	7	9
元請・受託者	最高額	1,225	2,595	2,483	—	1,595	2,145
	最低額	1,163	720	785	—	738	740
下請・再受託者	最高額	3,193	1,542	3,383	—	1,320	1,829
	最低額	875	740	716	—	738	738

※ 平成30年度工事請負契約については、契約時期等の関係から照会時期が未到来であるもの。

6 奈良県、愛知県における運用状況について

公契約条例を制定している岩手県以外の5県のうち、法令遵守状況等に関する報告制度を規定している奈良県と愛知県の運用状況等は次のとおり。

<p>奈良県</p> <p>工事請負契約：3億円以上 業務委託契約：3,000万円以上 指定管理協定：3,000万円以上</p>	<p>報告件数：77件 うち適法：77件 違反：0件 (H30.9月末までの累計)</p> <p>※ 工事請負契約や指定管理協定等契約期間が複数年に渡る場合は契約の周期まで半年ごとに契約を求めている。</p>
<p>愛知県</p> <p>工事請負契約：6億円以上 業務委託契約：1,000万円以上</p>	<p>報告件数：533件 うち適法：533件 違反：0件 (H30.9月末時点の累計)</p> <p>※ 工事請負契約については、下請負者との契約の都度報告を求めている。</p>

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

5 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

地方自治法施行令

第121条の2 地方自治法第96条第1項第5号に規定する政令で定める基準は、契約の種類については、別表第3上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

別表第3（第121の2関係）

工事又は製造の請負	都道府県	千円 500,000
	指定都市	300,000
	市	150,000
	町 村	50,000

指定都市を除く。
次表において同
じ。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格が5億円以上の工事又は製造の請負とする。ただし、当該契約について変更を要する場合において、変更に係る金額が変更前の契約金額の5分の1以下であるときは、この限りでない。